

承諾書

記載例

緊急通報システムの設置を申請するに当たり下記の1から11までの事項を承諾します。
以下の内容をご確認いただき、にチェックをお願いします。

- 1 市は、申請書に記載した個人情報を、消防署、地域包括支援センター、介護支援専門員、市が契約する警備会社その他関係者に提供します。
- 2 市は、申請書に記載された個人情報の内容を確認するため、当該個人情報を保有する官公署等に照会します。
- 3 申請者の住居（以下「住居」といいます。）の鍵1本を警備会社がお預りします。
- 4 警備会社が緊急通報を受信した際の折り返しの確認電話に応答がない場合は、次のいずれか又は両方の対応をとります。
 - (1) 警備会社その他関係者が住居に立ち入ります。この場合において、住居の設備に破損が生じても市及び警備会社は損害賠償責任を負いません。
 - (2) 申請書に記載された緊急連絡先に連絡します。
- 5 機器の取り付けのため、住居の天井や壁にネジ留めの穴を空け、及びコンセントの改造を行う場合があります。
- 6 上記5において、住居が自己所有でない場合は住居所有者への承諾は申請者が得てください。市及び警備会社は機器の設置撤去に伴う原状回復義務を負いません。
- 7 貸与された機器が必要でなくなった場合は速やかに市に連絡し、市の指示の上、返還してください。
- 8 申請者の責により機器を壊し、又は紛失したときは実費を負担いただきます。
- 9 警備会社への緊急通報の通信料金は、申請者の負担です。
- 10 次のいずれかに該当する場合は、市に連絡してください。
 - (1) ひとり暮らしでなくなった場合
 - (2) 65歳から74歳までの方が、要介護・要支援の認定がされなかった場合

(裏面もご確認ください)

☑11 申請者の住居に固定電話回線がない場合は、次の事項も承諾いただきます。

- (1) 警備会社が保有する携帯電話回線を使用して緊急通報を発信します。
- (2) 住居内の機器取付場所の電波状況を警備会社が調査します。この調査に申請者の費用負担はありません。
- (3) 警備会社と安定して通信するために必要な電波の強さがない場合は、緊急通報システムの設置申請を取下げます。日常、携帯電話で通話していても必要な電波の強さがない場合がありますので御了承ください。
- (4) 必要な電波の強さがない場合であっても申請者の御負担で固定電話回線を契約されるときは、緊急通報システムを設置できます。
- (5) 緊急通報システムの設置後であっても、電波状況が変化したときは緊急通報システムが利用できなくなることがあります。
- (6) 警備会社が緊急通報を受信した場合は、折り返し申請者が所有する携帯電話に連絡し、状況に応じて救急車の出動を要請する場合があります。このため、携帯電話の電池切れ又は電源の入れ忘れがあると、警備員が到着するまで状況確認ができず、救急車の要請が遅れることがあります。
- (7) 固定電話回線を契約した場合は、市に連絡してください。良好な通信状態の確保のため固定電話回線に交換します。

令和元年10月 1日

氏名 八千代 太郎 

※自署したときは押印を省略できます。